

県外請求分についてのお願い

診療報酬請求書等の県外保険者分の請求は、保険医療機関の事務処理の簡素化のため、県内分と同様に本県国保連合会で取り扱っておりますが、紙提出分については「県内分」と「県外分」の別綴じでの提出をお願いしております。

ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【 参 考 】

| 保険者番号 | 保険者番号例 | 区分 |
|------------|---|-----|
| 40 から始まるもの | 405019・403022 403030・403048 | 県内分 |
| 上記以外 | 410036・233064 133231・133280 133033・133264 133298 | 県外分 |